

ダイオキシン類測定結果報告書

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

報告者

印

ダイオキシン類による汚染の状況について測定したので、ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項の規定により、次のとおり報告します。

表1 排出ガス

採取年月日及び時刻 (開始時刻～終了時刻)	排出ガス量 ($m^3/N/日$)	排出ガス中の酸素濃度(%)	測定箇所	特定施設の名称及び使用状況	分析年月日	測定結果 ($ng-TEQ/m^3N$)	試料採取者	分析者	備考
H28. 2. 17 9:49～13:49	196000 (湿り)	15.1	煙突 (測定孔)	廃棄物 焼却炉	H28. 3. 8	1.3	備丹野 青木正美	希人エコ・ケインス 備 岩松 匠	別紙 詳細

表2 排水

採取年月日 及び時刻	測定場所		特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 ($pg-TEQ/l$)	試料採取者	分析者	備考
	名称	排水量 ($m^3/日$)						

表3 ばいじん等

採取年月日 及び時刻	試料の種類別	採取箇所	特定施設の 名称及び 使用状況	分析年月日	測定結果 ($ng-TEQ/g$)	試料採取者	分析者	備考

備考1 報告書及び別紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- ダイオキシン類対策特別措置法(以下「規則」という。)第3条第1項に基づき換算した測定結果については、別紙1を添付するものとする。
- 規則第3条第2項に基づき換算した測定結果については、別紙2を添付するものとする。
- 2以上の「測定結果が、ある場合は、添付する別紙1又は2のそれぞれとの対応関係が、わかるように備考欄に記載すること。
- 排出ガスにあっては表1、排水にあっては表2に、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(以下「ばいじん等」という。)にあっては表第3に記載すること。なお、同一届け出者が大気基準適用施設及び水質基準適用施設をともに設置している場合には、併せて1葉の様式に記載すること。
- 排出ガス量については、温度が零度であって圧力が1気圧の状態(以下「標準状態」という。)における量に、測定結果については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
- 2以上の水質基準対象施設を設置し、異なる排水系統を有する水質基準適用事業場にあっては、それぞれの排水口ごとに測定を行い、結果を記載すること。
- 表3の試料の種類別として、ばいじん、焼却灰、混合灰又はこれらの処理物(処理方法)の別途記載すること。
- 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて本人(法人にあってはその代表者)が、署名することができる。

排ガス中のダイオキシン類分析結果表

(2745-1)

化合物の名称等		試料名：煙道					
		実測濃度 (Cs)	試料における 定量下限	試料における 検出下限	換算濃度 (C)	毒性等価 係数	毒性等量 (TEQ)
		ng/m ³ (0°C, 101.32kPa)	ng/m ³ (0°C, 101.32kPa)	ng/m ³ (0°C, 101.32kPa)	ng/m ³ (0°C, 101.32kPa)		ng-TEQ/m ³ (0°C, 101.32kPa)
ポリ塩化ジベンゾフラン	1, 2, 7, 8-TeCDF	1.0	0.0019	0.0006	1.5	0	0
	2, 3, 7, 8-TeCDF	0.49	0.0019	0.0006	0.75	0.1	0.075
	TeCDFs	30	0.0019	0.0006	46	—	—
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDF	0.39	0.0019	0.0006	0.59	0.03	0.0177
	2, 3, 4, 7, 8-PeCDF	0.70	0.0019	0.0006	1.1	0.3	0.33
	PeCDFs	12	0.0019	0.0006	18	—	—
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDF	0.51	0.004	0.001	0.77	0.1	0.077
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDF	0.51	0.004	0.001	0.78	0.1	0.078
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDF	0.035	0.003	0.001	0.054	0.1	0.0054
	2, 3, 4, 6, 7, 8 + 1, 2, 3, 6, 8, 9-HxCDF	0.64	0.003	0.001	0.98	0.1	0.098
	HxCDFs	5.2	0.003	0.001	7.9	—	—
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDF	1.2	0.003	0.001	1.9	0.01	0.019
	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-HpCDF	0.13	0.003	0.001	0.20	0.01	0.0020
	HpCDFs	1.8	0.003	0.001	2.8	—	—
	OCDF	0.23	0.009	0.003	0.35	0.0003	0.000105
Total PGDFs	49	—	—	75	—	0.70	
ポリ塩化ジベンゾソール ポリ塩化ジベンゾオキシン	1, 3, 6, 8-TeCDD	1.6	0.0019	0.0006	2.4	0	0
	1, 3, 7, 9-TeCDD	0.64	0.0019	0.0006	0.98	0	0
	2, 3, 7, 8-TeCDD	0.072	0.0019	0.0006	0.11	1	0.11
	TeCDDs	6.8	0.0019	0.0006	10	—	—
	1, 2, 3, 7, 8-PeCDD	0.18	0.0021	0.0006	0.27	1	0.27
	PeCDDs	3.6	0.0021	0.0006	5.5	—	—
	1, 2, 3, 4, 7, 8-HxCDD	0.12	0.004	0.001	0.18	0.1	0.018
	1, 2, 3, 6, 7, 8-HxCDD	0.19	0.004	0.001	0.30	0.1	0.030
	1, 2, 3, 7, 8, 9-HxCDD	0.17	0.004	0.001	0.26	0.1	0.026
	HxCDDs	2.6	0.004	0.001	4.0	—	—
	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-HpCDD	0.77	0.003	0.001	1.2	0.01	0.012
	HpCDDs	1.6	0.003	0.001	2.4	—	—
	OCDD	0.49	0.009	0.003	0.74	0.0003	0.000222
Total PCDDs	15	—	—	23	—	0.47	
Total (PGDFs+PCDDs)	64	—	—	98	—	1.2	
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3, 4, 4', 5'-TeCB (#81)	0.36	0.0022	0.0007	0.54	0.0003	0.000162
	3, 3', 4, 4'-TeCB (#77)	1.0	0.0024	0.0007	1.5	0.0001	0.00015
	3, 3', 4, 4', 5'-PeCB (#126)	0.66	0.0022	0.0007	1.0	0.1	0.10
	3, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#169)	0.12	0.0025	0.0007	0.18	0.03	0.0054
	Total ノオト体	2.1	—	—	3.2	—	0.11
	2', 3, 4, 4', 5'-PeCB (#123)	0.14	0.0022	0.0007	0.21	0.00003	0.0000063
	2, 3', 4, 4', 5'-PeCB (#118)	0.75	0.003	0.001	1.2	0.00003	0.000036
	2, 3, 3', 4, 4'-PeCB (#105)	0.65	0.003	0.001	0.99	0.00003	0.0000297
	2, 3, 4, 4', 5'-PeCB (#114)	0.15	0.0025	0.0007	0.22	0.00003	0.0000066
	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HxCB (#167)	0.18	0.0024	0.0007	0.27	0.00003	0.0000081
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#156)	0.42	0.0024	0.0007	0.65	0.00003	0.0000195
	2, 3, 3', 4, 4', 5'-HxCB (#157)	0.24	0.0024	0.0007	0.37	0.00003	0.0000111
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HpCB (#189)	0.16	0.0025	0.0007	0.25	0.00003	0.0000075
	Total モオト体	2.7	—	—	4.2	—	0.00012
	Total (ノオト体+モオト体)	4.8	—	—	7.4	—	0.11
Total (PCDFs+PCDDs+17-ラ-PCB)	69	—	—	110	—	1.3	

備考1. 実測濃度中の*付の数値は、検出下限以上定量下限未満の濃度であることを示す。

2. 実測濃度中の“N.D.”は、検出下限未満であることを示す。

3. 毒性等価係数は、WHO/IPCS (2006) のTEFを適用した。

4. 換算濃度 (ng/m³ at 0.9=12%) は次式により算出した。:

$$C = \{(21-12)/(21-0s)\} \times Cs \quad (Cs = 15.1 \%)$$

5. 毒性等量は、定量下限未満の実測濃度を0(ゼロ)として算出したものである。